

行政による犬猫の引取りから考える、 幸ある社会の実現のためにできること



What can we do to realize a society with greater happiness if we approach the question of cats and dogs taken to local administrations in mind?

神戸市垂水衛生監視事務所 担当係長／獣医師・湯木 麻里

Mari YUKI, Veterinarian / Assistant Manager at Kobe City Sanitation Inspection Office

○湯木麻里

皆様、ようこそ神戸にお越しくださいました。遠方から来ていただいている方もいらっしゃるみたいで、本当に感謝申し上げます。私、この会議、毎回出させていただいているんですけども、前回、お席が多分3分の2ぐらいしか埋まってなかったと思うんですね。今回、本当にいっぱい、満杯でびっくりしております。それだけ皆様の興味が高い分野になってきたんだと思います。

私の話ですが、神戸市で何か突出してこの分野に対してよくできている、秀でていることは全くないんですね。むしろ、ちょっと神戸市さん頑張っよというお声を最近よく私どもも耳にするんですけども、その中で事務局のほうに私にしゃべれということと言われたときに、私は何をしゃべったらいいのかなと思ったんですけど、やはり今、現実起こっていることを、うそ偽りなく皆様に現場の声としてお伝えすることが、私の大事な役目かなと思ってますので、本当に今、まさに起こっていることを皆様に心を込めて御説明をさせていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいなと思います。

今回の発表ですけれども、おおむねこの2点に集約されるかと思ひます。神戸市における飼い主からの犬猫の引き取り状況から現状を分析して、飼い主の犬猫がずっと一緒にいるためには何が必要なんだろうということを考えていきます。2つ目は今、日本全国で起こっている殺処分ゼロの流れがある中で、やはり人と動物がよりよく生きるために、我々が配慮すべきことは何かということをお話、特に皆様と一緒に考えていけたらなと思ひます。【スライド2】

皆様も御存じの方がほとんどでしょうけれども、何で行政にわんちゃん猫ちゃんが来るのかというと、この4点に集約されます。飼えなくなった、迷子になった、捨てられたかな、そしてもともと飼い主さんのいない野良猫、野良犬たち、こういう子たちが全国の自

治体の保護施設にはやってきます。神戸市の引き取り状況をお示ししてありますが、平成19年から25年、殺処分数だけ見ていきますと、本当にかんりの頻度で下がってきていることが言えると思ひます。端的に減っているのが収容ですね。うろうろしている犬を行政が法的に捕獲をする数がやっぱりかなり減ってきてるのかなと思ひますが、いずれにせよ、本当に減ってきているのがこれを見るとおわかりいただけると思ひます。

ただ、これ下げどまるんだらうなと思ひます。現場にいて、これ以上は下らないポイントがいつか来るんだらうなと思ひて、やはり神戸ではこれぐらいのオーダーなのかなと予想はしています。猫のほうもやはりどんどん減ってきてますが、正直、猫は所有者不明の子猫1,092というのが平成25年度のデータでありますけど、ここを何とかしないと、まず下がっていかないと思ひますね。ここに対する効果的な対策はただ一つ、TNR。そこに対してどれだけのお金をつぎ込んでやれるか。まさしくそうだと思うんですけども、それをやらない限りは多分この部分はなかなか減っていかないと思ひますので、犬よりも猫のほうに下げどまり感があるかなとは私は感じています。【スライド3-5】

その中で、昨年の9月に動物愛護法の改正が施行されまして、動物愛護法の中で引き取らなければならないとなつたものを、引き取りを拒否することができるという事由が出てきました。この5つですね。一つ一つ説明はしませんけれども、こういった理由がある場合は、行政は引き取りを拒否することができるということになりました。これでもって、恐らくほとんどの自治体さんは一つ一つの引き取りの案件に対して、この拒否事由に該当するかどうかというところをきっちり問診をしながら、判断をしていくことが始まっているかと思ひますが、神戸市もそうでございます。

【スライド6】

神戸の場合は、飼えなくなった犬猫引き取り事前予

約受け付け票、長い名前ですね、これでもって1から9までに該当する項目を一つ一つ聞き取って、引き取り拒否事由に該当しないか、もうちょっと飼い主さん頑張れないかというところをお話をしながら、引き取る、引き取らないという判断を現状しています。

【スライド7】

その中で、必ずやっぱりもうこれは引き取らざるを得ないだろうという判断をする根拠を3つ定めています。まず1つが、所有者もしくは周辺の財産及び生命等に危険がある。このまま飼い主と動物と一緒に暮らしてたら、人もどうかなっちゃうよとか、周りの人もどうかなっちゃうよとか、財産がどうかなっちゃうよというところは、やはり行政として市民の安全を、安心を守るのが絶対の役割ですので、これが引き取る理由の1つですね。2つ目、動物の遺棄につながるおそれがある。このまま引き取らなかったら、この飼い主さんどこかにポイポイしちゃうよと感じるときがあるんですね。それは法律上、虐待、遺棄になりますので、それは引き取る事由になります。3つ目、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。端的に言うと多頭飼育、こういうものがこれに該当するかと思いますけど、このまま放置しとけば市民の安全、安心が脅かされるよということです。この3つの理由のいずれかに該当すると判断した場合に引き取るという形に神戸市はしております。【スライド8】

平成25年度の飼い主さんが飼えなくなったということで行政のほうに引き取りを持ち込んだ件数と、その理由等々について調べてみました。どこの自治体でも恐らく同じだと思うんですけども、やっぱり理由の1は所有者の病気、死亡で全体の36.4%ですね。死亡と病気の割合は大体1対3ですので、やっぱり病気のほうが多いかなと思います。それから転居ですね。離婚、多いですね。それから介護施設への入所。それからペットを飼われへんというところへの転居。それから時々あるのが中国帰国ですね。中国に帰るときに1匹しか連れて帰られないというのがあるみたいで、2匹飼われている人は1匹手放さざるを得ないと言って、泣く泣く預けていった方いらっしゃいましたけれども、神戸の場所柄なんでしょうか、どうなんでしょうか。中国帰国がちらほらありますね。それから管理困難な問題行動、攻撃性ですね。

ここで注目をしていただきたいのは、平成25年度の犬の死亡届の平均年齢13.6歳とあるんですけども、我々狂犬病予防法に基づく登録を管理していますので、死亡届出されたときのそのわんちゃんの年齢を調べてみる

と、平均13.6歳なんですね。先ほど西澤さんが14歳ぐらいだったと思うので、それよりもちょっと下がりますが、これ実際にはもうちょっと下がると思うんですね。なぜならば死亡届を死んですぐに届けてくれる方がどれだけいるかなんですね。1年ぐらいたって、届けるの忘れてたわと言って届けられる方もいるので、この平均年齢は恐らく実際はさらに下がってくると思うんですね。ということは、よく民間のデータで見ると平均年齢はそんなに高くないのかなというのが私の感覚なんですけれども。それと犬の平均年齢というところ、引き取り時の犬の平均年齢を見ただけでも、やはり所有者の病気、死亡で引き取るわんちゃんに関しては、平均年齢9.2歳なんですね。もうシニアの域に十分入っている年齢です。それから管理困難な問題行動って、かむとか攻撃性ですけど、これは12.9歳。もうここになるとシニアを超えましてもうおじいちゃん、おばあちゃん犬になってきますね。それから動物の病気になると、はるかに高くなって15.7歳ですね。ここは起立不能の状態で、ここに関しては、やはり行政の獣医みんなが思っていることなので、私ここであえて言いますが、動物病院で安楽死がなぜできないかというのはものすごく思います。やっぱり難しい面があるのもよく理解できますが、飼い主さんのことを考えてほしいですね。やっぱり誰かに預けて最期を看取れないことが飼い主にとってどれだけつらいことかというのは、やっぱり開業の先生、どうかかわっていただけたらと思います自分の手の中で亡くなるほうが、飼い主の心情としてははるかに心穏やかだと私は思っていますが、皆さんはどう思われますか。誰かに死を託すことは、ものすごく飼い主としてはつらいことなんじゃないかなと、私自身は日ごろの業務を通じて思っています。15.7歳ということですが、行政に引き取られたこういう子たちは、あと譲渡か殺処分かという道ですけども、やはり譲渡を阻害する要因としては、ここを見ていただいたとおり、やっぱり年齢の部分ですね。年を取った犬をどうやって次に、セカンドチャンスをつないでいくのかが、恐らく多くの行政の保護施設の大きな課題になってくるんだと思います。【スライド9】

猫に関しては見ていただきたいのは、まず1番はやっぱり違うんですね、過繁殖です。これは引取り数で見ると、252頭の引き取りについて調査したときに、引取り数の割合でいうと6割が過繁殖なんですよ。いわゆる家で生まれちゃったよという子たちなんですね。これは引き取り拒否事由に該当しますので、もう去年

の9月以降は、次持ってきたら引き取らないよと飼い主さんには言っていますので、平成26年、今年度の数値がどう動くかはしっかり見届けなければいけないかなと思います。大体、あとは所有者の病気、死亡とか苦情とか、この辺のところは犬とそう変わらないのかなと思いますが、やはり犬と猫では、とるべき対策は違うんだなというのは、これを見たらわかりいただけるかなと思います。【スライド10】

西澤さんのお話にもあったとおり、じゃあこれからどう社会変化として動いていくのか、その中で動物飼育に関しては何をどう考えていくのかということのお話ですけれども、犬の登録頭数で見るとやっぱり減っています。平成15年で6,000頭の新規登録があったのが4,900まで落ち込んでます。それと同時に、2歳以下の新規登録数も同じように下がってきていますが、5歳以上の新規登録数はふえていってるんですね。犬の登録の入力をチマチマやる時にふと気づいたんですが、私が10年前の同じ仕事をやってたときには、1歳、2歳ぐらいの若い生年月日を入れていたのですが、あれ、何か年齢が高いぞ、新規登録なのに年齢が高いぞというのを気づいて調べてみたら、やっぱり上がってるんですね。ということは、今回の話から少しそれるかもしれませんが、子犬からじゃなくて、新たに成犬になってから犬を迎える人は確実にふえてるんだなというのは、とてもうれしいデータとして見ました。例えば、アメリカのデータなんかではシェルターから犬を迎える割合が25%だということを聞いたことがありますので、そうですね、日本も25を目指したいとは思っています。

そういう意味ではいいんですけれども、ただ少子高齢化、人口減少時代ということに考えると、犬猫を、ここでいうと犬ですけれども、犬猫を飼う人は確実に減ってきてるわけですよ。私、金曜日に神戸市の人口動態に関するセミナーを受けてきたんですけれども、神戸市の人口動態はあと5年すると、高齢化どころか高齢者さえいなくなってくるという状況が起こってきて、人口減少が続いていくと。さらに、非婚率が上がってきます。結婚をしない割合が上がってきてると。これは全国的にもそうですけれども、神戸でも例外ではない。ということは単身世帯がふえていきます。そうなったときに、犬猫を飼う余裕があるかどうかを考えたときに、犬猫を飼う人は確実に減っていきます。それは皆さんどうですかということの問題提起したいと思うんですね。ここに来られている皆さんは、犬や猫と暮らすことの幸せ、楽しさを十分に知ってらっしゃる方で

す。それが人間の健康にとってもいい効果があることもわかってる方ですね。本当にそれでいいんですかという話と、あとはビジネスとして考えたときに、動物病院さん、ペットフード協会さん、いろんな方々がいる中で、ペット産業衰退していきますよ、皆さんのお仕事も衰退していきますよということから考えたときに、そういうビジネスの方面からもできることを考えていかなきゃいけないんじゃないのという御提案をさせていただけたらなと思いますが。やはり、決していいデータではないと思いますので、さあ、今から何をしましょうかという話になってくるんだろうなとは思っています。

【スライド11】

で、引き取りの話に戻ります。ここ書いてるとおりなんです。犬猫が人と一緒に生活する動物であるがゆえに、動物に起因するさまざまな問題は、人の福祉の問題と切り離して考えることはできません。これは現場で引き取り業務をしている人、一人一人もう十分にわかっていると思います。飼い主も逼迫してます、疲れています。そんな状況の中で、動物だけの問題ではなくて、人の福祉をどうしてあげていくか、その中で我々は動物の仕事、業務についているものとしてどうサポートしていくかが、本当にやはり幸せな社会をつくるために待たないで言われてるんだろうなと思います。

それともう一つ、ここは強くお伝えしたいと思いません。最後まで飼えなくて、飼い主としての責任を全うしてないじゃないって怒っても何も始まらないんですね。本当にぎりぎりの選択をして、本当に背中を、肩を落としながら犬猫を連れて来られます。私は彼らの



背中を見送るときに、じゃあここに今いる犬猫たちをどうしようと思うのと同時に、この飼い主さんたち、ここでお帰りになった後、本当にこの人たちは幸せに暮らしていけるのだろうかという心配を本当にしてしまうんですね。何もできません、私は犬猫の担当なので。でも本当に、そこは憂慮せずにはられないんですね。そのときにあんた何してんのという形で怒っても問題は解決しないんですね。そこに寄り添って、よりよい解決方法を一緒に考えられる立場にならなければいけないんだろうなというのは、私はこの仕事をして今、本当に切実に考えて思っています。

西澤さんのスライドにもあったように、自助、共助、公助の話なんですけれども、やはりそこには行政だけではやはり無理なんですね。引き取りのいろいろと相談の中で本当に一緒に居られるサービスがあれば、この人飼い続けることができるだろうというケースは山のようにあります。例えば、リウマチで、4歳のポメラニアンでお散歩が私にはできませんといったときに、こういうサービスがありますよという形で、お散歩だけでもしてくれるサービスがあったらその人は犬を飼い続ける、それも幸せに飼い続けることができると思うんですね。本当に、例を挙げれば切りがないですが、本当にサービスがあれば飼い続けられる人はたくさんいます。それを望んでる人もたくさんいます。どうかビジネスに携わっておられる方は、そこの部分で本当に適切なサービスを考えていただいて、ぜひ提供するようなことを考えていただけたらと思います。

共助、公助ですけれども、やはり飼い主さん同士が助け合える、一番最後でお伝えしますけれども、そういう社会をつくっていかなきゃいけないのかなと思います。

そして最後のセーフティーネット、公助ですね。どうしていくかというところなんですけれども、やはり殺処分ではなく譲渡を進めていくためには何が必要かというところは、後でお話をします。やはりずっと一緒に居られる社会のためには、やはりこの部分をみんなでもって、本当にオールジャパンじゃないですけども、本当に動物の正義の味方という話が先ほど細井戸先生からあって、私、その言葉すごうれしかったんですけども、やはりみんなが動物の正義の味方になって考えていくべき問題だと思っています。【スライド 12-13】

そして、殺処分ゼロから捨てられる命ゼロにというお話ですが、神戸市は今、本当に殺処分ゼロの流れの中で翻弄されている自治体の1つだと私は思っています。なかなかこの波は大きくて、何が適正かというところ

もあるんですが、適正でいたいと思いつつも、この大きな波にあらがうだけの力をなかなか持たずに本当に現場では苦勞をしているという現実があります。どう考えても、殺処分ゼロを目標にしてしまうと全てがおかしくなります。ですので、やはり殺処分ゼロでは何も生まれません。じゃあどうするのといったときに、やはり捨てられる命ゼロへ、ここに向かって進んでいくことが絶対に必要だと思います。殺せないのが日本民族だと私は思っています。やはり生きることと自然であること、この2つの意識が強いのが日本人だと私は思っていますが、やっぱり生きることという部分が大事だと日本人は思いますので、だったらセンター、自治体の保護施設に来てしまった命をどうしようかというよりも、センターに来ないように、どうしたらみんなで守っていけるかに資源を集中させるほうが絶対に健全だと、日本人に合ってるんじゃないかと私は思っています。ですので今、環境省、殺処分ゼロで頑張ってますけれども、私は殺処分ゼロから捨てられる命ゼロへという形にやっぱりしていく必要があるなと思います。【スライド 13】

そうしていくためには、絶対に必要なことが今からお話させていただくことです。これは、去年の10月に六甲山での犬の遺棄事件が起きました。嵐の中、済みません、私、その日休みだったんで、行ってないんですけど、職員は雨にずぶぬれになりながら、現場に行きました。13匹の小型犬が捨てられてる事件がありました。やはり殺処分ゼロを突き詰めて考えていけば、こういうこともやっぱりこれからの日本で起き得ることだと思うんですね。猫では60%の割合で、過繁殖で引き取って、そのほとんどがリピーターだという話をしましたが、恐ろしいことに、去年の9月の法改正の施行以降、そのリピーターさんから子猫の引き取りを一切していないんですね。持ってこないんです。じゃあそのリピーターさんが改心をして、不妊去勢手術をせなあかんと言ってみんながやってくれたとは到底思えないんですね。そこで何が起きているか、本当に私は恐ろしいです。これに関しては、恐らく動物管理センターに残っている私の信頼すべき職員が、きっとこのリピーターさんのところに行って、どうなってるのかは家宅捜索をしてくれると思ってますけれども、やっぱり殺処分ゼロを目指していけばこういうことは起こり得ることなんですね。ですので、やっぱりそれはよく考えていただいて、捨てられる命ゼロ、どうしたらいいかを考えていく必要があると思うんですね。

【スライド 14-15】

じゃあそのときに絶対に共通認識として持つておかなければいけないことが、ここなんです。犬猫のニーズを満たしていくことです。もう絶対にこれです。やはりどう考えても、いろんなこといろいろ考えて、どうあるべきかを考えても、やっぱりここに戻ってくるんです。ファイブフリーダムと言われてますね、5つの自由を満たす飼育環境を与えてあげなければいけないということを日本の中の共通認識として定着させること、これがとても大事になってきます。ここに来られている皆さんは、もうこの5つの自由というのは見聞きされたことがありますので、一々説明はしませんが、こういうものですね。【スライド 16-18】

飢えと乾きからの自由ですけれども、当然のことながら給餌、給水を確保することです。動物種にあった栄養のある餌、量、しっかり与えます。夜間犬舎では、万が一何か起こったときに、動物たちのもとに来るのがおくれたときに、少なくともお水だけは確保しようよということで、我々神戸市動物管理センターの夜間犬猫舎にはお水はたっぷりと置くようにしています。それから当然、子犬ちゃん、子猫ちゃんたちには必要なものを与えるということですよ。【スライド 19】

それから不快からの自由です。適切な飼育環境の提供、やはりきれいに掃除をする、当たり前ですよ。犬猫がいるから臭い、これは間違いです。やろうと思ったら当然できるはず。快適な環境を与えてあげる。【スライド 20】

それから適切な獣医療です。適切なケアです。やはりその動物、動物に合った適切な獣医療を与えてあげること、とても大事です。【スライド 21】

それから恐怖や抑圧からの自由ですね。センターはついの住みかではありませんけれども、そこにいる間にできるだけ寂しくないように、悲しくないように、つらくないようにということで、きっちりと声がけをしたり世話をしあげ、何よりも大事だと思います。【スライド 22】

それから正常な行動、発言の自由ですね。犬には犬、猫には猫、当然、その本来種が持っている生理、習性がありますから、それをきっちりと与えてあげる。とても大事なことだと思っています。【スライド 23】

これが最後のスライドですけども、飼育動物に対する全ての施策の基本に動物福祉の考えを根づかせることが、今後の日本の動物愛護管理施策の発展には不可欠だと私自身は思っています。共通認識としてファイブフリーダムを満たす、やっぱりその認識は、皆様の中でしっかりと持って、それぞれの分野で頑張っ

ただけないかなと思います。

それとずっと一緒に居られる社会をつくるには、飼い主と動物たちの支えるための仕組みですね。人と人の心通う、顔の見える地域社会をつくる必要があると書きましたが、現在、うちの久元神戸市長が都度都度この顔の見える地域社会というのを言ってまして、やはり今ネット時代ですので、なかなか心、顔と顔が見える、フェイス・ツー・フェイスの関係をすることが難しいけれども、やはりこれが基本だろうというふうに言ってるんですけども、やはりそうだと思います。

今、私は垂水の保健所のほうにいますが、多くの自治会長さんなんか相談にいろいろ来られます。やっぱりそういう方々とお話をしていく中で、やっぱり自治会長さん、いい地域をつくらうと思ってものすごく一生懸命頑張ってらっしゃるんですね。そこに少なからずペットの問題があるということで御相談に来られるんですけども、やはりそういう頑張ってる地域を行政として支援できる、その力を行政としてこれらつけていかなければならないのかなと思ってますので、ここは私は、垂水にいるときに少し頑張って何とかやっというかなと思ってますので、この部分はとても大事だなと思っています。【スライド 24】

最後の the power of compassion という言葉なんですけれども、これ理事長からの受け売りで、実は理事長の第2のふるさとハワイのカウアイ島なんですけれども、そこに小さなシェルターが、動物保護施設があるんですけども、本当に雰囲気がよくて、いいシェルターですけども、そのボランティアに来ていただく方に見ていただくビデオがあって、そこに出てくる言葉なんですね。英語の意味としては、何かの事象に対してそこに力を集める、心を集めていこうよという意味、その力ということなんですね。先ほども申し上げましたけれども、皆さんは犬猫と暮らす幸せや楽しさや、そして譲渡事業に携わっている方々は、こうやってめぐり会えた犬猫と飼い主が本当に幸せそうな顔をして戻って来るマジックを、多分、たくさん見てると思うんですね。やっぱりここが私たちの目指すところだということは、多分皆さんわかって、特に譲渡事業に携わってらっしゃるボランティアさん、職員の方でわかってると思うんですよ。やっぱりここを、皆さんと一緒に心を込めて目指していくことが、日本の動物愛護の進展には絶対に必要です。【スライド 25】

どうか、お力を貸してください。どうか、みんなと一緒に私たちのパートナーを助けていく力をどうか貸

していただきたいというお願いを最後にさせていただいて、私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○座長

湯木先生、ありがとうございました。今回は皆さんの思いをたくさん受け取ることができて、本当に素晴らしいセッションにさせていただいてと思います。先ほどコンパッションという言葉がありましたけれども、日本語に訳すと慈悲という言葉なんだそうですが、翻訳の方にお伺いしますと、想いを集める、それで何かをするというときに使う言葉だということです。皆さんの、湯木先生からもありましたけれども、想いを集めるということの力、the power of compassion は、皆さんの熱い想いを集めてこういったことができる、その力を見て下さいというので、ボランティアさんがご覧になるビデオの題名となっています。補足をさせていただきます。

それと、行政はあらゆる意味で情報が集まる場所です。そして正式な機関でありますので、その情報を取り扱うことができる場所でもあります。例えば個人情報について、私どものような団体がどうこうすることはまずできません。しかし行政のところではいろんな情報を扱っています。税金のことであるとか、住民の登録のことであるとか、相談内容であるとか、守秘義務があり、一方で立ち入ったことも調べることができますし、立ち入り権もあります。そういう意味では、行政にできることがすごくたくさんあると思います。行政が情報を集めてのコーディネート機能も期待でき、恐らくこれから行政の、特に動物愛護センターのところにいろんな情報が集まると思います。そういった部分で、いろんな力を集めて、そしてまたそれをいろんなところに振り分けていくようなコーディネート機能を行政が持ったとき、本当の意味で持ったとき、日本は物すごい武器を手にするのではないかと私は常々考えています。

第3回神戸アニマルケア国際会議2014

シンポジウムⅣ 「ずっと一緒に居られる」社会へ
一飼い主を支えるシステムが実現する豊かな社会へ

ずっと一緒に居られる社会
—行政の役割—

神戸市保健所重水衛生監視事務所 獣医師 湯木麻里



【スライド1】

今回の発表では...

- 1 神戸市における、飼い主からの犬猫の引取り状況から現状を分析し、飼い主と犬猫が**“ずっと一緒に居る”**ためには何が必要か、ということを考える。
- 2 “殺処分ゼロ”の流れがある中で、人と動物が**“より良く”**生きるために、我々が配慮すべきことは何か、ということを考える。



【スライド2】

なぜ、行政に犬猫がくるのか

- 1 飼えなくなった
- 2 迷子になった
- 3 捨てられた
- 4 野良犬・野良猫

【スライド3】

引取り・殺処分状況
(平成19年～25年度)

【犬】

	引取り					収容	譲渡	返還	殺処分 分数
	所有者不明		飼い主あり		合計				
	成犬	子犬	成犬	子犬					
H19	110	48	196	87	441	129	85	55	430
H20	176	38	339	81	634	153	59	67	661
H21	85	35	193	71	384	153	64	45	428
H22	81	14	187	42	324	117	88	37	336
H23	36	31	156	57	280	125	85	42	278
H24	47	57	107	6	217	39	59	29	168
H25	50	38	67	17	172	56	97	20	111

平成25年度は 暫定値

【スライド4】

引取り・殺処分状況
(平成19年～25年度)

【猫】

	引取り				合計	収容	譲渡	返還	殺処分 分数
	所有者不明		飼い主あり						
	成猫	子猫	成猫	子猫					
H19	287	2235	188	494	3204	—	—	0	3204
H20	201	2194	114	507	3016	—	—	0	3016
H21	184	1842	110	414	2550	—	—	0	2550
H22	153	1645	76	297	2171	—	—	0	2171
H23	120	1352	85	374	1931	—	—	2	1929
H24	77	1197	115	109	1498	—	13	1	1484
H25	102	1092	90	160	1444	—	29	5	1410

平成25年度は 暫定値

【スライド5】

引取りを拒否できる事由

- 犬猫等販売業者からの引取りを求められた場合
- 引取りを繰り返し求められた場合
- 子犬又は子猫の引取りの場合、繁殖制限の指導に従っていない場合
- 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

【スライド6】

飼い主なくなった犬・猫引取り手続の手配書

- 1 引取りの理由は何か。
- 2 繰り返し引取りを求めている。譲渡先の場合は、繁殖制限対策をすることにするか。
- 3 動物取扱業者ではない。
- 4 引取りを拒むの理由を記したか。
- 5 家族全員が引取りに同意している。
- 6 犬の場合、この1ヶ月の間に、人に對して、事故を起こしていない。
- 7 当該犬猫を引取り受けなければならぬと判断する理由
- 8 引取り拒んだ犬猫は厚労省に、引取り拒んだ日に殺処分となること、引取り後の犬猫の遺棄は一切できないことを伝える。
- 9 犬猫の引取りを判断するのは、市国が最終とすることを約束させる。

【スライド7】

犬猫を引取りをしなければならぬと判断する理由

- 1 所有者もしくは周辺の財産及び生命等に危険がある。
- 2 動物の遺棄につながる恐れがある。
- 3 周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

【スライド8】

【犬】 飼えなくなった理由(平成25年度)

- 66件 103頭の引取りについて調査
- H25年度犬の死亡届の平均年齢は13.6歳



順位	理由	割合 (%)	犬の平均年齢	傾向
1	所有者の病気死亡	36.4	9.2	死亡と病気の割合は1:3
2	所有者の転居	16.7	7.9	高齢・施設入所、ペット不可住宅への転居、中国帰国等
3	管理困難な問題行動	13.6	12.9	咬む、攻撃性
4	管理者からの指導	12.1	6.6	UR、市営、県営住宅
5	近所からの苦情	6.1	11.2	吠える
6	動物の病気	4.5	15.7	起立不能
7	経済的事情	3.0	4.4	種痘、知人からの押し付け
7	過繁殖	3.0	-	雌犬飼育、雄が迷いこみ繁殖
8	その他	4.6	-	飼主行方不明、保護犬飼育不能等

【スライド 9】

ずっと一緒に居られる社会



民間企業・学校・ボランティア・行政

- 飼い主と犬猫の飼育をサポートする各種民間サービス (老犬ケア、往診、介護サービス、ペット可介護施設)
- 相談窓口の充実(対人福祉部局との連携)
- 飼い主同士のネットワークづくり



【スライド 13】

【猫】 飼えなくなった理由(平成25年度)

- 57件 252頭の引取りについて調査



順位	理由	件数割合 (%)	匹数割合 (%)	傾向
1	過繁殖	35.1	60.7	20件のうち7件がリピーター、153匹のうち77匹がリピーター持ち込み
2	所有者の病気死亡	26.3	15.9	死亡と病気の割合は1:2
3	近所からの苦情	12.3	9.9	ペット不可住宅、屋外飼育
4	所有者の転居	10.5	8.7	施設入所
5	管理困難な問題行動	7.0	2.0	攻撃性
6	動物の病気	3.5	0.8	猫エイズ、老衰
7	その他	5.3	2.0	強制執行、多頭飼育

【スライド 10】

殺処分ゼロから捨てられる命ゼロへ...



【スライド 14】

少子高齢化、人口減少時代における社会変化

- 神戸市における犬の登録数等の状況

	平成15年度	平成20年度	平成25年度
犬の登録数(頭)	68,492	86,090	82,956
新規登録数(頭)	6,773	6,453	4,903↓
内 2歳以下の新規登録数(頭)	5,496	5,037	3,693
()内は新規登録に占める割合(%)	(81.1)	(78.1)	(75.3)↓
内 5歳以上の新規登録数(頭)	568	719	693
()内は新規登録に占める割合(%)	(8.4)	(11.1)	(14.2)↑
死亡届の平均寿命(歳)	12.2	12.6	13.6↑

- 一般社団法人日本ペットフード協会 全国犬猫推計飼育頭数

	平成16年	平成20年	平成25年
犬(頭)	12,457,000	13,101,000	10,872,000
猫(頭)	10,369,000	10,890,000	9,743,000

【スライド 11】

六甲山での犬の遺棄事件 平成25年10月



本当に我々がやらなければならないことは何でしょう？

【スライド 15】

犬猫が人と一緒に生活する動物であるが故に、動物に起因する様々な問題は、人の福祉の問題と切り離して考えることはできない。

犬猫の引取りを求めてくる人は、苦しんでいる。犬猫を置いて帰る彼らの背中を見送るとき、人として彼らのこれからを憂慮せずにはいられない。

動物も人も共に幸せである社会を作ることが、ずっと一緒に居られる社会を作ることになる。

【スライド 12】

社会として保護しなければならない犬猫たちを護るために...

【スライド 16】

犬猫の飼養管理で大切に
しなければならないこと

犬猫のニーズを満たす



5FREEDOM = 5つの自由

【スライド 17】



痛み、傷害、病気からの自由

適切なケアと獣医療(予防・診断・治療)の提供

【スライド 21】

5つの自由

- ① 飢えと渇きからの自由
- ② 不快からの自由
- ③ 痛み、傷害、病気からの自由
- ④ 恐怖や抑圧からの自由
- ⑤ 正常な行動発現の自由

【スライド 18】



恐怖や抑圧からの自由

動物の習性や個々の性格に配慮した取扱い

【スライド 22】



飢えと渇きからの自由

給餌・給水の確保

【スライド 19】



正常な行動発現の自由

十分な空間・刺激・仲間との存在

【スライド 23】



不快からの自由

適切な飼育環境の提供

【スライド 20】

飼育動物に対するすべての施策の基本に、
動物福祉の考えを根付かせることが、
日本の今後の動物愛護管理施策の発展には
不可欠である。

ずっと一緒に居られる社会を作るには、
飼い主と動物たちを支えるための「しくみ」と、
人と人との心通う
「顔の見える地域社会」を作る
ことが必要である。



【スライド 24】



All photos by Miyoko Kitamura, special thanks to all CCkuru staff members and volunteers!

The power of compassion

【スライド 25】